

解体工事業新設に伴う経過措置期間終了のお知らせ

監理課 建設業担当

平成 28 年 6 月 1 日に改正建設業法が施行されたことにより、建設業許可に係る業種区分に解体工事業が新設されました。

これに伴う経過措置として、改正法附則第 3 条第 1 項の規定により、平成 28 年 6 月 1 日時点とび・土工工事業に係る許可を受けている者であって、解体工事業を営んでいる者（以下「経過措置とび・土工工事業者」という。）については、平成 31 年 5 月 31 日までの間に限り、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができることとされました。この経過措置が、平成 31 年 5 月 31 日で終了します。

解体工事を行う経過措置とび・土工工事業者が、平成 31 年 6 月 1 日以降も引き続き解体工事を行う場合は、建設業許可の解体工事業の業種追加をするか、解体工事業者登録（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。)) をする必要がります。

経過措置とび・土工工事業者で、経過措置が終了する平成 31 年 6 月 1 日以降も引き続き解体工事業を営む予定である場合は、以下を参照のうえ、必要な手続きをしてください。

なお、経過措置期間内（平成 31 年 5 月 31 日まで）に、解体工事業に係る許可申請をした場合は、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても、引き続き解体工事業を営むことができます。

経過措置終了に伴う手続き

1 500 万円以上の解体工事を行う場合

- ・許可行政庁に解体工事業の業種追加の申請をしてください。
- ・申請の詳細は、平成 30（2018）年度版「建設業許可申請の手引き」をご覧ください。

2 500 万円未満の解体工事しか行わない場合

- ・許可行政庁に解体工事業の業種追加の申請をするか、工事を施工する都道府県に、建設リサイクル法による解体工事業者登録を申請してください。
- ・解体工事業者登録は、工事を施工する都道府県ごとに登録が必要です。
- ・なお、「土木一式工事」、「建築一式工事」又は「解体工事業」の建設業許可を持っている業者は、解体工事業者登録は不要です。

その他の解体工事業に係る経過措置（専任技術者の経過措置）

平成 28 年 6 月 1 日時点で、とび・土工工事業の専任技術者の要件を満たしている者は、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、解体工事業の専任技術者とみなされます。

なお、専任技術者の経過措置終了後（平成 33 年 4 月 1 日）は、解体工事業の専任技術者として必要な資格がなければ、解体工事業の技術者になれません。

専任技術者の経過措置終了後も引き続き解体工事業許可を継続する場合は、経過措置終了までに所定の手続きをしてください。

詳細は、平成 30（2018）年度版「建設業許可申請の手引き」の P32「Ⅲ 解体工事業の新設と経過措置」をご覧ください。

栃木県県土整備部監理課

建設業担当

T E L 028-623-2390

F A X 028-623-2392

○各土木事務所 お問い合わせ先○

宇都宮土木事務所	028-626-3124	〒321-0974	宇都宮市竹林町1030-2
鹿沼土木事務所	0289-65-3211	〒322-0068	鹿沼市今宮町1664-1
日光土木事務所	0288-53-1211	〒321-1414	日光市萩垣面2390-7
真岡土木事務所	0285-83-8301	〒321-4305	真岡市荒町116-1
栃木土木事務所	0282-23-3433	〒328-8504	栃木市神田町6-6
矢板土木事務所	0287-44-2185	〒329-2163	矢板市鹿島町20-11
大田原土木事務所	0287-23-6612	〒324-8765	大田原市紫塚2-2564-1
烏山土木事務所	0287-83-1321	〒321-0621	那須烏山市中央1-6-92
安足土木事務所	0284-41-2331	〒326-8555	足利市伊勢町4-19